

2飯総総第196号
令和2年7月7日

飯塚市議会議長 上野伸五様

飯塚市長 片峯 誠



令和元年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書
について(送付)

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)第11条第3項の規定に基づき、飯塚市政務活動費審査会から審査報告書が提出されましたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり送付します。

本審査報告において、いくつかの意見・要望が述べられておりますので、当該意見等の内容につきご検討いただきますようお願いいたします。

令和元年度
政務活動費収支・実績報告書
についての審査報告書

令和2年7月
飯塚市政務活動費審査会

1 審査概要

(1) 対象年度 令和元年度(令和元年5月～令和2年3月)

(2) 対象者 2会派21議員

① 2会派

- ・市民クラブ (坂平末雄議員、平山 悟議員、瀬戸 光議員)
- ・未来いづか (江口 徹議員、古本俊克議員)

② 21議員

- ・上野伸五議員
- ・金子加代議員
- ・佐藤清和議員
- ・田中博文議員
- ・道祖 満議員
- ・福永隆一議員
- ・守光博正議員
- ・奥山亮一議員
- ・兼本芳雄議員
- ・城丸秀高議員
- ・田中裕二議員
- ・永末雄大議員
- ・松延隆俊議員
- ・吉田健一議員
- ・小幡俊之議員
- ・鯉川信二議員
- ・田中武春議員
- ・土居幸則議員
- ・深町善文議員
- ・光根正宣議員
- ・吉松信之議員

審査会会議日程・内容

回	期 日	場 所	内 容
1	5月22日	飯塚市役所 5階研修室2	審査方法確認、審査日程調整、審査(上野議員、奥山議員、小幡議員)
2	5月29日	飯塚市役所 302会議室	審査(金子議員、兼本議員、鯉川議員、佐藤議員、城丸議員、田中武春議員、田中博文議員、田中裕二議員)
3	6月 8日	飯塚市役所 302会議室	審査(土居議員、道祖議員、永末議員、深町議員、福永議員、松延議員、光根議員、守光議員、吉田議員、吉松議員)
4	6月15日	飯塚市役所 302会議室	審査(未来いづか、市民クラブ)、報告書全体に係る審査
5	6月29日	飯塚市役所 5階研修室2	審査報告書原案の協議、決定

2 審査方法

本審査会は、地方自治法(以下「法」という。)、飯塚市議会政務活動費交付に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則及び条例により定められた飯塚市議会政務活動費使途基準(以下「使途基準」という。)並びに飯塚市職員等旅費条例(以下「旅費条例」という。)及び同条例施行規則を基本的な判断基準として、飯塚市議会の会派又は議員の政務活動費が法及び関係条例に定める各条項に則って適正に支出されているかどうかについて厳正かつ慎重に審査した。

審査対象は、2会派、21議員から提出された令和元年度政務活動費収支・実績報告書、領収書及び政務活動費支出に係る証拠書類(写しの綴り)等であって、審査は原則として、次の順序、方法により行った。

(1) 審査順序

審査は、収支・実績報告書綴りの前から順番に行う。

(2) 書面審査

委員各自が収支・実績報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議のうえ、支出の適否を審査する。

(3) 文書、口頭による説明依頼

協議の結果、疑問点が解明できない場合は、審査会は、議会事務局を通じて、文書での説明依頼を行うこととし、文書での回答を求めるものとする。ただし、審査会が認める場合は、口頭での処理を認めるものとする。

(4) 事情聴取

口頭説明又は文書回答によってもなお疑問点が解明できないとき、及び口頭説明又は文書回答に応じないときは、審査会は、議会事務局を通じて報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問する。

3 指摘事項(項目ごと)

2会派、21議員から提出された令和元年度政務活動費収支・実績報告書では、支出額0円の議員が5名いるため、実質審査したのは2会派、16議員となる。

支出項目ごとの支出状況と審査による指摘事項や注意点は、以下のとおりである。

(1) 研究研修費

状況)研究研修費の支出は、計8議員(内2議員は会派所属)である。その内訳は、県内外において開催された研究会、セミナー、シンポジウム等の参加費、交通費、宿泊費、その他の経費(日当、駐車場代、会議分担金等)である。このうち、複数参加及び宿泊を伴う研究研修会、セミナー等の参加を挙げると、2議員参加の

「輝け議会!!対話による地方議会改革フォーラムin平戸」(R元. 6. 29～30長崎県平戸市)、3議員参加の「清溪セミナー」及び「市民と議員の条例づくり交流会議2019夏 つなぐ議会改革」(R元. 7. 26～28東京都)、4議員参加の「森林・林業・林産業活性化九州大会」(R元. 10. 29長崎市)、1議員による「市民オンブズ全国大会in岐阜」(R元. 9. 28～29岐阜市)、「む・しネット『市民派議員塾』」(R2. 2. 8～9岐阜市)などであり、交通費、宿泊費、日当等はすべて旅費条例に基づいて支出されており、収支報告上の金額に誤りはない。また、参加費等のその他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

なお、研究研修費の全支出金額は681,350円、支出割合は全体の11.01%で前年度分(平成30年度分政務活動費項目・科目別支出状況)と大差ない【表2「令和元年度分 政務活動費項目・科目別支出状況一覧表」参照】。

- ① 議員の研修活動としての研究集会、各種セミナー等の参加が若干増えている。中でも、新人議員による議会活動や地方自治の基本を学ぶセミナー参加、地方議会改革フォーラムへの積極参加は、新人議員としての意気込みが感じられ、今後の活躍が期待される。とくに、議会改革については、さらなる民主化を推し進めるために、ベテラン議員も含めて共に積極的な研修、研究が望まれるところである。
- ② 研究会・研修会・セミナー等の参加においては、主催者が発行する開催案内(要項)、参加申込書、プログラム等の提出が求められるが、参加者すべてが提出しているし、宿泊を伴う場合の「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)を準用した報告書も当該議員より提出されている。

(2) 調査旅費

状況)調査旅費の支出は、2会派(市民クラブ3議員、未来いづか1議員)と8議員の計12議員である。その内訳は、4議員による2泊3日の「書かない窓口及び相談窓口の11言語対応について」(R元. 10. 23千葉県船橋市)、「子育て支援策について」(同10. 24千葉県鎌ヶ谷市)、「すみだ北斎美術館の管理運営について」(同10. 25東京都墨田区)と、6議員による2泊3日の「東川町立東川日本語学校について」(R元. 7. 17北海道上川郡東川町)、「健康経営都市について」(同7. 18北海道岩見沢市)、「千歳市防災学習センター『そなえーる』について」(同7. 19北海道千歳市)及び2議員による「高松市芸術士派遣事業視察」(R元. 10. 14～15香川県高松市)であって、当該議員からの「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)はすべて提出されている。これらに要する経費は、旅費条例による交通費、宿泊費、その他の経費(日当等)の支出であって、収支報告上の金額に誤りはなく、

その他の経費としての相手方に支払った視察受入負担金、出席者負担金等の領収書も添付されている。

なお、調査旅費の全支出金額は1,480,010円、支出割合は全体の23.91%で前度分に比べて倍増している。これは6議員による北海道視察経費によるものと思われる【表2参照】。

① 旅費の取扱いでは、原則、パック料金(航空賃等+宿泊代)による概算払いとなっており、パック商品が利用できない場合の航空賃は、原則、ANAの3日前の特割金額で計算することとなっている(旅費条例第15条関係)。研究研修旅費も含めてパック利用の場合は旅行業者等からの領収書がすべて添付されているが、パック商品がなかったり利用できない場合には規定に基づく金額が支払われており、航空賃の領収の確認の問題は未だ残されている。

② 毎年、先進地視察は4、5名の議員で行くケースが多い。今回も4議員による2泊3日の千葉県、東京都墨田区視察と6議員(内、同一会派から3議員参加)による2泊3日の北海道視察経費が計上されている。とくに北海道視察は、遠距離で参加者も多いことから、経費の面からいうと、1人分:147,840円で6人分:887,040円を要しており、果たして、これほどの経費を使つての調査視察に「実質」があったかどうか、つまり、6人も行く必要性やその目的、成果としての有益性、市政との関連性などの点が不明瞭のため、費用対効果の面で疑問が生じる。

したがって、いずれの視察の場合も、視察をした後の「調査旅費等報告書」(別添様式3)では、「視察目的」、「所感」の欄で、「何のために行くのか」、「そこで何を心得、それを市政にいかにか活かすか」をより明確に示しておくことが求められる。

③ また、参加人員についても、同一会派から3名(全員)参加しているが、議員の視察内容は会派の中で「共有化」すべきものであり、全員が行く必要性が不明確である。

④ 今日、参考としたい先進地の情報は、インターネットを駆使すればあらゆる情報が容易に収集できるし、各自治体も積極的に多種多様の「地域情報」を発信しているため、多くの情報が簡単に入手できる時代である。参考程度のもは各自治体のホームページや案内パンフレット等での情報収集で済ませ、それでもなお、市政の重要性や政策課題の実態把握からどうしても現地に行つて、見て、聴かなければ、正確な状況判断ができない場合において、視察を検討すべきである。

- ⑤ 調査視察の報告書では、視察目的、視察地、訪問先(相手方)、時系列に沿った経緯、所感等(課題)の記載が求められているが、訪問先をより明確にするため、「日時」及び「視察地」の欄には訪問時間(所用時間)と具体的な訪問場所又は施設名を記入しておくこと。
- ⑥ また、時間設定において、実際の視察時間の割には移動時間等のロスが多すぎる場合がある。相手方の都合もあると思われるが、視察日程、行動計画は可能な限り時間的ロスが少ないよう設定すること。

(3) 資料作成費

状況)資料作成費の支出は1会派と2議員のみで、その内訳は、事務機器等購入費(パソコン購入費)と印刷製本費及びその他の経費としての事務用品の購入費であり、領収書(クレジットカード領収書を含む。)は添付されており収支報告上の金額に誤りはない。

なお、資料作成費の全支出金額は204,354円、支出割合は全体の3.30%で前年度分の2倍以上になっている。これは会派所属の1議員によるパソコン購入費支出があったためと思われる【表2参照】。

- ① 今回も会派所属の1議員からパソコン購入費が計上されているが、前回(平成30年度分)の審査報告書で、パソコン購入について、「パソコンは政務活動に限らず私用も含めて広く他の活動にも活用できることから、使途基準に定める『按分計算』による計上でなければならない」点を指摘していたところ、今回は自ら1/2の按分で計上している。

しかし、按分計算したとしても、元々のパソコン代が27万円を超えるほどの「高級品」が果たして必要なのか問題である。前回計上されたパソコン代は、ソフト関係を入れても7万円程度である。使途基準では、その〔留意事項〕として、「社会通念上、高額でなければ購入も計上できるが、使用目的に照らし高額な機器を必要とする場合はリースによるものとします。」と定めており、社会通念上(一般市民の金銭感覚から見て)高額な機器はリースによるものとすべきである。

- ② また、上記審査報告書では、「按分計算なしに全額を政務活動費で支出した場合は、返還または減価償却などの措置を検討する必要がある」旨についても指摘したが、この点については、「平成30年度政務活動費収支・実績報告書に関する議会意見」(以下「議会意見」という。)も「先進地事例を参考に使途基準の見直しを検討すべき」としていることから、使途基準の改訂が行われ、令和2年4月1日からの施行で、「資料作成費」の〔留意事項〕に按分

計算とともに減価償却制度の導入が定められているので、この問題は改善されることになる。

(資料) 飯塚市議会政務活動費使途基準 資料作成費に係る留意事項

【留意事項】

- ・事務用機器については、社会通念上、高額でなければ購入も計上できますが、使用目的に照らし高額な機器を必要とする場合はリースによるものとします。いずれの場合も、政務活動専用であれば全額計上できますが、他の業務にも使用する場合は各活動の実績に応じて按分して計上するものとします。なお、各活動の実績の把握が困難な場合は、政務活動費を充当する割合を2分の1とします。
- ・購入した備品(取得価格1万円以上)については、備品台帳(別添様式4)に記載するものとします。
- ・備品を購入した場合は、税法上の減価償却制度(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))を参考に、購入価格を耐用年数(月数)で等分し、かつ、毎月、政務活動に使用した割合により按分した額を支出します。
- ・任期満了時において、備品の減価償却期間が残っている場合は、改選後、購入した議員が引き続き政務活動に使用する場合は、その残存する減価償却期間分について改選後の政務活動費から支出できるものとします。

(計算例)

令和元年10月に12万円のパソコンを購入し、議員の政務活動事務所で使用。

- ・パソコンの耐用年数4年(令和元年10月～令和5年9月：48カ月)
- ・任期満了までの年数3年6カ月(平成31年4月～令和5年3月：42カ月)
- ・政務活動費の按分割合2分の1
- ・令和5年4月の議員の改選後も引き続き備品を使用した場合

年度	月額	年額
令和元年度(10月～3月)	12万円×1カ月/48カ月 ×1/2=1,250円	1,250円×6月= 7,500円
令和2～4年度の各年度		1,250円×12月=15,000円
改選後の令和5年度(4月～9月)		1,250円×6月= 7,500円
計		60,000円

※改訂箇所到下線を付した。

※改訂後の使途基準は、令和2年4月1日施行である。

(4) 資料購入費

状況)資料購入費の支出は、1会派(1議員)と8議員であり、その内訳は書籍購入費と新聞購読料(機関紙を含む。)である。いずれも領収書(自宅用新聞代を含む。)はすべて添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、資料購入費の全支出金額は335,190円、支出割合は全体の5.41%で前年度分より少なくなっている【表2参照】。

- ① 過年度の書籍購入においては、宛名、書名が記入されていない領収書、レシートが多くみられたが、今回は宛名、書名の記入漏れはなく、改善されている。また、会議体や会派で数多くの書籍購入がある場合にも、別紙提出の支出一覧表や収支報告明細書(別添様式1)の内容欄に書名が明記されていることから、確認しやすくなっている。書名と領収書に通し番号を付してもらうと、さらに照合しやすくなる。

(5) 広報費

状況)広報費の支出は、2会派(それぞれ1議員)と10議員の計12議員である。

その内訳は、ほとんどが広報紙(議会活動報告書等)の印刷製本費とその送料及びその他の経費(封入、ポストイング代)であり、すべて領収書は添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、広報費の全支出金額は3,490,089円、支出割合は全体の56.37%で、前年度分より若干少なくなっているものの、例年、政務活動費の支出の半分以上は「広報費」の印刷製本費及びその送料が占めている【表2参照】。

- ① 広報紙(活動報告)の作成においては、規格及び印刷製本枚数とその単価、市民への発送枚数など、各議員によって様々であり、経費においても大差がある。事務局がまとめた資料【表1】をみると、「作成部数」が各号2,000~3,000部が5議員、6,000~7,000部が4議員(内、1議員は会派所属)、9,000部の1議員であるが、中には会派所属の1議員で34,000部も作成し、そのほとんどを新聞折込み等で発送しているものもある。さらに、印刷枚数や写真掲載枚数により「一枚当たりの単価」にも違いがあり、発送(郵送等)においては、手配りなのか、まったく経費を要していない議員が4議員(発行部数2,000~3,000部の議員)もいる一方で、他方では25万円程の郵送料を要している議員もいる。したがって、広報費発行経費を5,000円程度で済ませている議員もいれば、1号当たり最大約22万円を要している議員もいるという状況である。
- ② 再三指摘することであるが、広報紙は、会派、議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策等について市民に報告し、市民の発露の契機とするという

重要な意味をもっている。しかし、その内容は各議員様々であり、中には大きな顔写真を前面に出して、市政報告というよりも宣伝活動的要素が強いと感じられるものもある。また、経費は、カラー印刷、発行部数、回数、送料等によっては高額を要し、毎年、政務活動費支出全体の半分以上を占めている。

とくに広報費支出が多い議員においては、見た目より中身に重点をおいて、印刷製本の規格、発行部数、発行回数は、必要かつ適正な範囲に止め、廉価で無駄がない実質的に妥当な広報紙発行を工夫すべきである。

- ③ 広報紙の記事は、そのほとんどが議会、市政報告、議員の代表質問、一般質問など議会活動報告が中心であるが、これまでの審査会報告の指摘を参考にして、今回は自己の研修活動、研究フォーラム参加など政務活動の記事もいくつか見られるようになっている。これは、広報紙の発行は政務活動費によって賄われていることを考えると当然である。その意味から、調査旅費を使って先進地視察を行った場合は、政務活動として、必ずその旨を市民にも広報しておくべきである(別に調査旅費等報告書の提出があるが、市民はそこまで見る機会は少ない。)
- ④ 一般に、広報紙(活動報告書)の冒頭には本人の顔写真が掲載されている。さほど大きな顔写真でなければ基礎情報として許されるとしても、選挙ポスターを思わせるような写真や、市政や調査研究活動と関連性がない同一人物の写真が複数掲載されると宣伝活動的要素が強くなり、選挙活動の一環とも受け取られかねないので、広報紙に掲載する本人顔写真は必要最小限に止めておくべきである。また、冒頭の挨拶文での「当選お礼」も、見方によっては選挙活動であると見られかねないので、これも注意を要する。
- ⑤ 広報費の「広報紙等印刷製本費」の金額の中に、広報紙折込代やポストイン代を含むとしているのがあるが、これらは「その他の経費」として、領収書は別々に添付すべきである。
- ⑥ 広報紙等印刷製本費の領収書のただし書は、広報紙の名称及び号数を必ず記載しておくこと。これは何度も指摘していることである。

(6) 広聴費

状況)広聴費(会場費、印刷製本費、その他の経費)は、いずれの会派、議員ともに支出なし。審査会による審査が始まってからの期間でも、平成27年度に携帯電話の料金が按分計上されたのみであり、広く市民の声を聴くための広聴会の開催に係る支出はない。

条例第7条第1項は、「政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、・・・市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費に対して交付する。」と定めて、これを実現するために「研究研修費」や「広報費」などと並んで「広聴費」を必要項目として挙げている。

議会意見では、「(広聴費の)支出がないことが市民からの要望、意見をまったく聴いていないということではなく、議員は日常的に住民と接する中であつたり、電子メールやSNS等を通じて要望や意見を吸収しており・・・」という主張であるが、果たして、この程度の聴取で、市民の意思や要望を十分に吸収し、それを議会での議論を通じて反映しているかどうか疑問である。

市民参加による「開かれた議会」とするための議会改革が遅滞として進まない本市においては、その遅滞を補うためにも広聴費の有効な用途を考え、議会制民主主義の基である民意の発露が十分に汲みとれる機会を広く設けていくべきである。

参考までに、令和元年度政務活動費広報費のうち、広報紙作成費用の支出状況は、次頁のとおりである。

(表1) 令和元年度政務活動費広報費(広報紙作成費用)支出状況

議員又は会派		印刷製本費					備考
		単価(税込)	作成部(枚)数	合計	1枚当たり単価	1面当たり単価	
A	①	14.30円	7,000部(枚)	100,100円	7.15円	3.58円	A4×2枚の4面(白黒)
B	②	2.56円	2,000部(枚)	5,115円	2.56円	1.28円	A4×1枚の2面(カラー)
C	③	9.67円	3,000部(枚)	29,018円	9.67円	4.84円	B4×1枚の2面(カラー)
D	④	43.20円	2,000部(枚)	86,400円	21.60円	10.80円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑤	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑥	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
E	⑦	21.06円	6,000部(枚)	126,360円	10.53円	5.27円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑧	22.00円	6,000部(枚)	132,000円	11.00円	5.50円	A4×2枚の4面(カラー)
F	⑨	13.11円	7,000部(枚)	91,800円	3.28円	1.64円	B5×4枚の8面(2色刷り)
	⑩	13.83円	7,000部(枚)	96,800円	3.46円	1.73円	B5×4枚の8面(2色刷り)
G	⑪	10.77円	9,000部(枚)	96,940円	5.39円	2.69円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑫	12.54円	7,000部(枚)	87,780円	6.27円	3.14円	A4×2枚の4面(カラー)
H	⑬	18.36円	2,000部(枚)	36,720円	18.36円	9.18円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑭	18.70円	2,000部(枚)	37,400円	18.70円	9.35円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑮	18.70円	2,000部(枚)	37,400円	18.70円	9.35円	A4×1枚の2面(カラー)
I	⑯	41.80円	3,000部(枚)	125,400円	20.90円	10.45円	A4×2枚の4面(カラー)
J	⑰	37.40円	6,000部(枚)	224,400円	18.70円	9.35円	A4×2枚の4面(カラー)
K	⑱	3.41円	34,000部(枚)	115,940円	3.41円	1.71円	B4×1枚の2面(カラー)

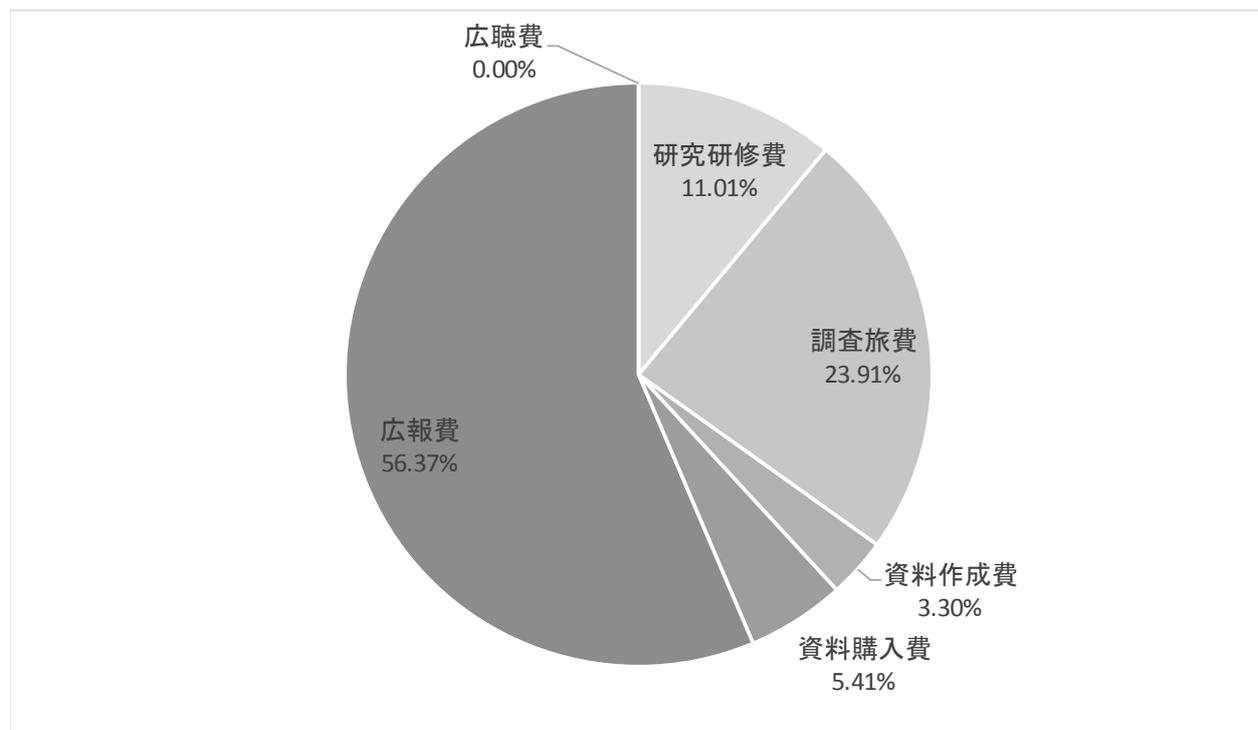
※1枚及び1面当たり単価について、小数点以下第三位を四捨五入

※議会事務局より提出されたものを、報告書掲載に当たり一部加工

以上、審査した2会派、21議員の令和元年度分政務活動費収支・実績報告書の項目別支出金額及びその割合を集計すると【表2】のとおりである。

(表2) 令和元年度分政務活動費項目・科目別支出状況一覧表

項目	科目	金額	支出割合	備考
研究研修費	会場費	0	0.00%	
	講師謝礼金	0	0.00%	
	出席者負担金・会費	193,416	3.12%	地方議会改革フォーラム、清溪セミナー等
	交通費	271,934	4.39%	
	宿泊費	142,000	2.29%	
	その他の経費	74,000	1.20%	日当、食事代等
	計	681,350	11.01%	
調査旅費	交通費	877,710	14.18%	
	宿泊費	359,300	5.80%	
	その他の経費	243,000	3.93%	日当、食事代等
	計	1,480,010	23.91%	
資料作成費	印刷製本費	3,820	0.06%	コピー代等
	翻訳料	0	0.00%	
	事務機器等購入費	146,168	2.36%	パソコン購入費
	リース代	0	0.00%	
	その他の経費	54,366	0.88%	ソフトウェア購入費、用紙代等
	計	204,354	3.30%	
資料購入費	資料購入費	335,190	5.41%	
広報費	広報費等印刷製本費	1,965,548	31.75%	活動報告
	送料	1,253,093	20.24%	活動報告送料
	会場費	0	0.00%	
	その他の経費	271,448	4.38%	封筒代等
	計	3,490,089	56.37%	
広聴費	会場費	0	0.00%	
	印刷製本費	0	0.00%	
	その他の経費	0	0.00%	
	計	0	0.00%	
支出計		6,190,993	100.00%	



※表中の金額は、政務活動費を充当していない経費710,163円を含む。

審査結果は、次のとおりである。

- ・ 2会派、21議員のうち、5議員が計上支出額0円で全額返還。
- ・ 1会派及び4議員が総交付額を超えた支出あり。
- ・ 1会派、17議員は残余金を返還している。

支出した会派及び議員の中で、条例第13条第2項に定める「第7条に定める経費の範囲を超える支出があると指摘」されるものではなく、政務活動費の返還を求めなければならない対象者はいない。また、すべての項目における収支計算及び残額計算においても議会事務局との確認のもと精査したが、金額的な誤りはなく、定額支給を除きすべての支出において領収書が添付されている。

なお、審査の過程において、会派及び議員に対し事務局を通じて文書、口頭による説明依頼をした事項はない。

4 審査会意見(まとめ)

本審査会は、法及び条例によって規定されている使途基準に基づいて、2会派と21議員から提出された収支・実績報告書及びそれに係る証拠書類等を逐次、すべてを確認し、支出項目・科目ごとに、その支出経費の「適否」を審査した。

すべての審査を終わっての総合的な評価としては、各支出項目や支出金額はほぼ例年通りで、「明らかに不適切」だと思われるような支出はない。また、支出金額やその証明(領収書等)も誤りはなく、これまで審査会が指摘した注意点や改善すべき点も、議会の理解が得られて大方履行されており、全体的に「良好」な収支・実績報告書になっている。

しかしながら、今回の審査を通じて、さらなる問題点や注意点を附帯意見として述べるならば、次のとおりである。

(1) 政務活動費支出0円の議員について

今回も、政務活動費の交付を受けた2会派、21議員のうち、支出0円が5議員で、そのうち3議員は2年続けての支出0円である。昨年もこの点について注意を促したが、議会意見では、「予定した視察や研修会の参加等が他の議員活動と重なり、中止になるなどの理由による」旨の主張をしているが、たしかに、その年予定していた視察や研修会が他の活動で中止になったりすることは理解できる。しかし、審査会が指摘するのは、2年続けての支出0円の問題であって、3議員ともに2年続けての予定変更というのは考え難い。交付申請に当たっては、「取りあえず申請しておく」というのではなく、実行可能な計画性をもって申請し、有用かつ責任ある支出をなすべきである。

本来、政務活動費は、議会活動を活性化させるための議員の活動費である。それは、視察や研修会出席だけではなく、あらゆる学習活動、広報活動、広聴活動など多岐にわたる議員活動をしていると経費もかかるはずであり、そのための助成金である。したがって、適切な政務活動費の支出は、議員活動としての評価にもつながるものであり、支出0円というのは、「何もしていないのではないかと」と、とられかねない。勿論、政務活動費は、「100%使い切るといった性質のものではない」ことは、言うまでもない。

(2) 視察旅費支出のあり方と報告書の書き方について

各議員が、政務活動として、何らかのテーマや課題について研究、研修し、その実態把握のため先進地視察を行うかどうかの判断は、条例や使途基準の範囲内において自由である。しかし、これは個人的な視察で終わるのではなく、そこで得た各種の情報は「共有化」され、会派、議員の政策立法や提言として議会活動に生かしていくべきものであるため、「調査旅費等報告書」の提出が義務づけられている。

先に述べたように、今回提出されている報告書の内容をみると、議員によって違いはあるが、インターネットやパンフレットでも分かるような内容で、視察の目的や有益性、市政との関連性などの記述が極めて一般的で、視察後、その成果を議会活動においてどのように生かしていくかの具体性、明確性に欠けており、市民の納得が得られ難い。

とくに、大勢の議員で行く遠隔地の視察の場合は、経費が高額となるため、世論の目は厳しく、視察の目的、その有用性、有益性、市政との関連性をより明確に示しておくことが求められる。僭越ながら申し上げると、視察計画の根本要素である「目的」をより明確にしておくことである。つまり、

- ・視察を行うポイントは何か
- ・何を達成しようとするのか
- ・市政にいかに貢献するのか
- ・視察に要する人数及び経費に値するか(費用対効果)

などを十分に検討した上で実行し、その旨、報告書に記載すべきである。

(3) 広報紙の内容と発行について

広報紙発行の意義は、議会での審議状況、一般質問など議会での会派、議員の活動状況を報告、掲載し、これを市民に配布する行為は、市民の意思を市政に反映させ、あるいは、市民からの市政及び会派、議員の活動に対する要望や意見を聴取することの契機になるものであって、議会活動の基礎となり前提と

なる政務活動、あるいはこれと合理的関連性のある行為について報告する場合、「広報費」としての充当が認められていると解される。

各議員から提出されている広報紙の内容をみると、大部分が議会活動報告としての定例議会、そこでの代表、一般質問の内容説明(Q&A方式)を中心に構成されており、一部では、政務活動とみられる研修会、研究会参加についての記述も見られるようになっているが、先進地視察についての報告はない。

会派、議員が行う議会活動や市政報告は、市が発行する「市報」や「議会だより」によって既に広報されているので、市民は周知していることであるが、議員にとっては、自己の議会活動を選挙民にアピールするという意味からも、これを書かざるを得ないであろう。しかし、選挙民がとくに「知りたい」と思うのは、選挙の際に市民に「公約」した政策課題について、当選後その実現に向けてどのような調査研究を行い、いかに議会活動に結びつけていこうとしているのか、ということであって、選挙公約とその後の政務活動、議会活動とのつながりの中で、その実情を報告してほしいということである。選挙民はそれを見ることによって評価し、次の選挙に臨むのである。

今後は、この点を意識した広報紙の編集に当たってほしいとともに、広報紙発行経費は政務活動費で賄われていることを忘れず、必要かつ適正な範囲に止め、廉価で無駄のない広報紙発行に努めてほしいことを重ねて申し述べておく。

なお、先の項目ごとの審査において、広報紙の「顔写真等」の掲載について注意を促したのは、過去、この件に係る住民訴訟が他の自治体であったからである(R元. 8. 28大阪高判)。

(4) 会派所属議員の支出のあり方について

会派所属議員の場合は、会派としての交付額(所属議員全員分の交付額)からの支出となるため、経理責任者又は所属議員の了承さえ得れば、1議員に交付される額を超える支出が可能となり、すべての項目において他の個人議員よりも経費的に余裕のある活動ができることになる。これは2人以上の会派を結成するか、いずれかの会派に所属しない限りできないことであって、政務活動費の均等配分の上から問題である。政務活動の支出のあり方に格差や不均衡を生じさせないためにも、会派所属議員が1議員として支出できる上限額を1議員に交付される金額(今回であれば、44万円)に限定すべきか、検討を要する問題である。

5 おわりに

以上、本審査会は、令和元年度分として各会派、各議員より提出された収支・実績報告書を支出項目ごとに支出金額の確認とその適正性を精査し、問題点の指摘及び審査結果としての意見を取りまとめた。平成27年度に審査会による審査が開始されて今回が6回目の審査になるが、この間、飯塚市条例の特色である市民を加えた審査会のチェック機能が働いていることもあって、他の自治体で見られるような不正支出やずさんな実態はなく、明らかに条例及び使途基準に違反する不正支出は見あたらない。その意味から、まだまだ問題点や注意点はあっても、本市議会会派及び議員における政務活動費の使途に関しては、「倫理性」がほぼ確立されているとみてよい。

これからも、「市政の発展」、「議会の活性化」のために、適正で有益かつ積極的な政務活動を望むところであるが、今や“新型コロナウイルス感染症”によって市民の生活様式は変わり、かつてない状況が待ちうける社会になっている。新型コロナウイルス感染症の基本対策は国が決めるとしても、その対応のほとんどは地方自治体が担うことになることから、市長だけではなく議会の責任も重く、迅速かつ適切な対応が求められることになる。また、厳しい行動制限がある中、これからの政務活動、議会活動のあり方も大きく変化せざるを得なくなり、もとより政務活動費の使途や支出の状況も変わっていくものと思われる。

こうした状況下で、「市民の不安と期待」にいかに対応していくか、「議員として何ができるか」を考え、その責任と役割を十分に果たされていくことを切に願って、報告の終わりとする。

6 政務活動費審査会 委員名簿

	氏名		備考
会長	下村 孝	有識者委員	令和元年5月17日就任
副会長	松尾 忠介	有識者委員	令和元年5月17日就任
委員	西原 真理子	有識者委員	令和元年5月17日就任
委員	松尾 智恵美	公募委員	令和元年5月17日就任
委員	松尾 幸子	公募委員	令和元年5月17日就任
委員	小副川 末嗣	公募委員	令和元年5月17日就任

任期：令和3年5月16日まで